

別紙

防災査察実施件数・是正指導対象件数

※( )内の数値は、うち土木事務所実施分

建物用途	防災査察実施件数	是正指導対象件数	主な違反内容
物販店舗	5	5	・排煙設備の排煙口が物品で塞がれていることにより、排煙設備が機能しない。 ・非常用照明の蓄電池が切れている。等
児童福祉施設等	2(1)	1	・定期報告の提出がない。等
集会所	2(2)	2(2)	・定期報告の提出がない。 ・2以上の直通階段の設置がない。等
寄宿舍	2(1)	2(1)	・定期報告の提出がない。等
体育館	1	1	・排煙設備の開放装置が物品で隠れている。等
飲食店	1	1	・窓が板で塞がれていることにより、採光に必要な面積が不足している。等
診療所	1	0	
遊技場	1	1	・物品等の放置により、有効な避難経路が確保されていない。 ・排煙設備が正常に作動しない。等
合計	15(4)	13(3)	